

島内公共交通運行・管理実証事業委託に関する  
公募型プロポーザル方式実施要領

## 1 業務目的

全国的に課題となっている路線バスの運転手不足は、佐渡市においても喫緊の課題となっている。佐渡市地域公共交通計画（令和6年3月策定）には、令和15年度を見据えた公共交通体系が示されており、令和6年3月時点で運行されている路線バスを「幹線」、「支線」、「地域内交通」と位置付け、それぞれの方針が整理されている。「支線」については、減便や休止の予想、デマンド運行の可能性が示されており、「地域内交通」については、あらゆる輸送資源を総動員して移動手段を確保する、としている。令和7年度には「島内交通全体を見据えた再構築事業」として、路線バス運転手不足による交通空白を回避するために代替となる運行体系を検討したところである。また、令和9年度から段階的に路線バスが廃止（もしくは休止）することにより、交通空白地となる区域が発生する。

そのため、本業務では交通空白地となる区域において、市営コミュニティバス（以下、市営コミバス）の移行準備（令和8年度）及び令和9年度から令和11年度までの3年間にわたる段階的な市営コミバスの運行と令和8年度に実施する循環バス実証運行を一体的に担う事業者を選定することを目的とする。

なお、運行計画の最適化（ルート・ダイヤ・車両台数・運転手人数の適正化）を含めた提案を求め、持続可能な公共交通体制を構築することを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 実施主体

佐渡市企画部交通政策課（以下、佐渡市）

### (2) 業務内容

別紙「島内公共交通運行・管理実証事業 委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

※契約締結日の属する年度の翌年度以降において、予算状況により業務内容が変更又は中止となる場合がある。

## 3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を選定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うものである。プロポーザルに提出された企画提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定する。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 国または地方税を滞納していない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 道路運送法第 4 条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業者または一般貸切旅客自動車運送事業者の許可を得ており、佐渡市内に事業所を有している事業者もしくは運行開始の 2 ヶ月前までに佐渡市内に事業所を構えることができる事業者であること。

なお、応募に当たっては複数事業者による共同応募（共同企業体）も可とする。この場合は、以下の要件を満たすこととする。

- ①代表事業者を定めること
- ②各構成員の役割分担を明示すること
- ③全構成員が参加要件の(1)～(6)の要件を満たすこと
- ④運行主体は、参加資格の(7)を満たしていること

## 5 選定までのスケジュール（予定）

公告（ホームページ掲載）	令和 8 年 3 月 23 日（月）
質問書の提出期限	令和 8 年 3 月 30 日（月）
質問書の回答	令和 8 年 3 月 31 日（火）
企画提案書提出期限	令和 8 年 4 月 22 日（木）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 8 年 4 月 24 日（金）
選定結果通知	令和 7 年 4 月 27 日（月）

※日程については、佐渡市の都合により変更する場合がある。

## 6 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書（様式第 1 号）を提出すること。

### (1) 受付期間

令和 8 年 3 月 23 日（月）から令和 8 年 3 月 30 日（月）午後 5 時まで

### (2) 提出方法

電子メールによること

電子メール k-koutsu@city.sado.niigata.jp

※件名は「島内交通運行管理・実証事業プロポーザルに関する問合せ」とする。

### (3) 質問回答

令和 8 年 3 月 31 日（火）に佐渡市ホームページに掲載

## 7 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記の書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和 8 年 4 月 22 日（木）午後 5 時まで（郵送は必着とする。）

### (2) 提出場所

佐渡市企画部交通政策課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

### (3) 提出方法

参加申込書及びその他の書類に必要事項を記入の上、郵送、持参または電子メールにより提出すること。

### (4) 提出書類

下記に示す書類を提出すること。なお、書面で提出する場合、①は1部（正本1部）、②から⑤については7部（正本1部、副本6部）とする。

①企画参加申込書（様式第2号）

②会社概要（様式第3号）

③業務実績書（様式第4号）

④企画提案書（様式第5号）

⑤誓約書（様式第6号）

⑥見積書（任意様式）

・企画提案書は、様式第5号を表紙とし作成すること。提案内容は、任意様式とし「8 企画提案書の作成方法」を参照の上、作成すること。

・見積書については、「9 見積書の作成方法」を参照の上、作成すること。

・メール提出の場合は、大容量データ送信用のアドレスをご案内しますので、下記の問い合わせ先へメールで連絡してください。

## 8 企画提案書の作成方法

### (1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案書は、島内公共交通運行・管理実証事業における取組方法を示すものであり、具体的な内容や成果品の一部に相当するものの作成や提出を求めるものではない。具体的な業務は、契約後に企画提案書に記載された内容を反映し、本市が提示する資料に基づき、協議のうえ、実施するものとする。

### (2) 企画提案書の書式

企画提案書の作成方法は、島内交通運行・管理実証事業に対する事業者としての考え方や取組方法を簡潔にまとめ、表紙を除きA4版両面5枚（文字は11ポイント程度、様式フリー）10ページ以内で作成すること。

### (3) 企画提案書に記載すべき事項

仕様書の内容を踏まえ、以下の事項について具体的に提案すること。

#### ① 本業務の考え方、事業全体のコンセプト

本市の公共交通を取り巻く現状（運転手不足、段階的な路線バスの移行、スクールバスの現状等）及び課題を的確に認識した上で、本業務を遂行するにあたっての基本的な考え方、事業コンセプト及び実施方針を記載すること。

#### ② 令和15年度を見据えた公共交通体系（地域内交通）の考え方

持続可能な公共交通の構築を見据えた視点から、本市の地域特性に応じた再編の方向性や将来的な展望についても示すこと。

#### ③ 市営コミバス（令和8年度～11年度）の準備・実証運行及び効果検証の手法

令和9年度から令和11年度までの段階的なコミュニティバス移行計画について、対象路線ごとの移行手順、準備工程、体制整備等を含め、具体的に記載すること。

また、3年間の運行計画について、利用実績、需要動向、運転手確保状況等を踏まえた柔軟な見直しを前提とし、実証運行の結果を本運行へどのように反映するか記載すること。具体的に、評価指標の設定、定期的な検証方法、改善の意思決定プロセス等を明確に示すこと。

④ 相川地区内における市営コミバス（令和 8 年度）の準備及び実証運行の手法

実証運行開始可能日、実施体制、運行方法、検証項目、効果測定の手法、スケジュール等を具体的に示すとともに、利用実績、需要動向、運転手確保状況等を踏まえた柔軟な見直しを前提とし、実証結果を本運行へどのように反映させるかについて記載すること。具体的に、評価指標の設定、定期的な検証方法、改善の意思決定プロセス等を明確に示すこと。

⑤ 安全管理体制

道路運送法の順守を前提とした、運行管理者の配置計画、点呼体制、健康管理、安全教育、事故発生時の対応体制等について具体的に記載すること。

あわせて、法令遵守や事故の再発防止策の仕組みなど、安全確保に向けた継続的な取組についても示すこと。

⑥ 人材確保策等

本業務を安定的に継続するための人材確保策（既存人材の活用、新規採用、育成・研修体制、離職防止策等）について具体的に記載すること。

⑦ 業務実施体制

本業務を遂行するための組織体制や人員配置について記載すること。特に、共同応募の場合は、各構成員の役割分担、責任体制及び指揮命令系統を明確にすること。また、業務の実施スケジュールを適正に管理するための進捗管理及びマネジメントの取組、実施事業の品質管理等の取組についても記載すること。

なお、佐渡市内に事業所を有していない事業者については、事業所の開設までのスケジュールも記載すること。

(4) 留意事項

企画提案書は、文章での表現を原則とするが、事業者の考えを示すために必要な場合は、視覚的表現の使用を認める。

9 見積書の作成方法

(1) 見積書の提案金額

- ① 提案金額は、業務期間中（契約の日から令和 12 年 3 月 31 日）の本業務にかかる費用の年度ごと（令和 8～11 年度）の見込額とする。
- ② 算出根拠が示されたものを提出すること。
- ③ 業務契約は単年度ごとを想定しており、提案金額は年度ごとの契約の基準とするが、契約前に改めて見積書を徴するものとする。

10 審査方法について

本プロポーザルによる受託候補者の選定については、佐渡市が設置する島内公共交通運行管理・実証事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い選定する。

(1) プレゼンテーション

審査委員会において、参加申込者から提出された書類をもとに、下記「11 審査基準表」及び「12 採点基準表」に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最高得点を得た事業者を受託候補者に選定する。また、第 2 位の者を受託候補次点者として選定する。

- ① 開催日時 令和 8 年 4 月 24 日（金）
- ② 場 所 佐渡市役所本庁第 1 庁舎 2 階 会議室 1-201  
（新潟県佐渡市千種 232 番地）

- ③ 開催方法 20分以内での提案説明のあと、20分程度の質疑を行う。
- ④ 出席者 3名以内とする。
- ⑤ 説明者 原則、主務担当者（主として本業務に取り組む者）とする。
- ⑥ 機器類 モニター及びHDMIケーブルは佐渡市が準備する。  
その他必要なものは提案者が準備する。
- ⑦ 順番 提案書の提出順とする。
- ⑧ その他 開催時間及び会場等の詳細な内容については、別途通知するものとする。  
提出期限までに提案書を提出しなかった場合は、辞退したものとみなす。  
また、プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合は辞退したものとみなす。

(2) 評価・採点の留意事項

- ① 審査は、参加者が1者であっても審査を行うものとする。
- ② 審査は、審査基準に基づき、審査委員会の各委員の評価点の合計を集計した総合得点をもとに、最高得点を取得したものを受託候補者、次点を取得した者を受託候補次点者とし選定する。ただし、その点数が配点の6割以下であるときは、受託候補者として選定しない。
- ③ 審査委員会での審査内容は公表せず、異議申し立ては受け付けられないものとする。

11 審査項目及び適否、配点

審査について、下表「審査基準表」により審査を行う。

【審査基準表】

審査基準表			
	評価項目	評価内容	配点
1	本業務の考え方、事業全体のコンセプト	本市の公共交通を取り巻く現状（運転手不足、段階的な路線バスの移行、スクールバスの現状等）について、明示的な記載がされており、課題を的確に認識した上で、本業務を遂行するにあたっての基本的な考え方、事業コンセプト及び実施方針を記載されているか。	10点
2	令和15年度を見据えた公共交通体系（地域内交通）の考え方	持続可能な公共交通の構築を見据えた視点から、本市の地域特性に応じた再編の方向性や将来的な展望について示されているか。	10点
3	市営コミバス（令和9年度～11年度）の準備・実証運行及び効果検証の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和9年度から令和11年度までの段階的なコミュニティバス移行計画について、対象路線ごとの移行手順、準備工程、体制整備等を含め、具体的に記載されているか。</li> <li>・3年間の運行計画について、利用実績、需要動向、運転手確保状況等を踏まえた柔軟な見直しを前提とした運営手法について記載されているか。</li> </ul>	20点
4	相川地区内における市営コミバス（令和8年度）の準備及び実証運行の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証運行開始可能日、実施体制、運行方法、検証項目、効果測定の手法、スケジュール等が具体的に記載されているか。</li> <li>・実証運行の状況をうけて、利用実績、需要動向、運転手確保状況等を踏まえた柔軟な見直しを前提とした運営手法に</li> </ul>	20点

		について記載されているか。	
5	安全管理体制	・道路運送法の順守を前提とした、運行管理者の配置計画、点呼体制、健康管理、安全教育、事故発生時の対応体制等について具体的に記載されているか。 ・法令遵守や事故の再発防止策の仕組みなど、安全確保に向けた継続的な取組についても示されているか。	10点
6	人材確保策等	安定的に継続するための人材確保策（既存人材の活用、新規採用、育成・研修体制、離職防止策等）について具体的に記載されているか。	15点
7	業務実施体制	過去の実績も含め、業務を遂行するための体制が整っており、人員と作業時間が確保され、進行管理、マネジメントを任せることができるか。	15点
合計点			100点

## 12 採点基準

審査は、下表「採点基準表」により評価し、採点基準に従い得点を査定する。

### 【採点基準表】

評価	基準	採点基準
5	特に優れている	配点×1.0
4	優れている	配点×0.8
3	標準	配点×0.6
2	やや劣っている	配点×0.4
1	劣っている	配点×0.2
0	満たしていない	配点×0.0

## 13 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和8年4月27日（月）に電子メールにより通知することとする。なお、審査の経緯及びその内容、審査結果に関する問い合わせには応じないこととする。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。審査結果は、佐渡市ホームページで公表する。

## 14 契約の締結

### (1) 契約手続き等

- ① 本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に佐渡市と契約関係は生じない。
- ② 本事業は国庫補助金の採択を受けて実施する事業でもあるが、国庫補助金の採択結果に関わらず、実施候補者を見積者として見積依頼を行う。見積者から見積書が提出され、その金額が予定価格の範囲内であった場合は、その者と契約を締結する。

### (2) 業務内容に関する協議

- ① 本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び実施候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、事業目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と実施候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。
- ② 実施候補者との協議が整わなかった場合や実施候補者が契約を辞退した場合は、審査結果にお

いて次点であった者と協議を行う。

#### 15 参加事業者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記の「4 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査の提案プレゼンテーションに参加しなかった場合

#### 16 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出資料は、原則として記載された内容の変更を認めない。また、提出された書類に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病気等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経歴等を有する担当者を示し、佐渡市の了解を得なければならない。
- (3) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、佐渡市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 本プロポーザルに係る提出資料は返却しないものとする。

#### 17 問い合わせ先

佐渡市企画部交通政策課

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

TEL 0259-63-3184 FAX 0259-63-5125

E-mail k-koutsu@city.sado.niigata.jp